

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和6年度第1回さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会
2 会議の開催日時	令和6年5月15日(水曜日) 午前10時～正午
3 会議の開催場所	大宮区役所 201会議室
4 出席者名	新井貴久治委員、岸直之委員、佐藤咲子委員、 竹山律子委員、橋本理恵委員、山本泰裕委員、 横山佳純委員
5 欠席者名	恵智彦委員
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 座長及び座長職務代理の選任について (非公開) (2) 条例施行後のさいたま市犯罪被害者等支援事業の状況と今後について(一部公開)
7 非公開の理由	さいたま市情報公開条例第7条第4号及び第23条第2号に該当するおそれがあるため。
8 傍聴者の数	0名
9 審議した内容	(1) 座長及び座長職務代理の選任について (2) 条例施行後のさいたま市犯罪被害者等支援事業の状況と今後について
10 問合せ先	市民局 市民生活部 市民生活安全課 電話番号 048-829-1217
11 その他	

第1回さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会

次 第

日 時：令和6年5月15日（水）

10：00～

場 所：大宮区役所 201会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 委員及び事務局の紹介
- 5 さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会について
- 6 議題
 - (1) 座長及び座長職務代理の選任について
 - (2) 条例施行後のさいたま市犯罪被害者等支援事業の状況と今後について
- 7 その他
- 8 閉会

【配布資料】

(資料1) 委員名簿

(資料2) さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会設置要綱

(資料3) 1. 条例施行後の相談件数等

(資料4) 2. 広報啓発等

(資料5) 3. 懇話会でご意見をいただきたい内容

(別添) ・さいたま市犯罪等支援条例

・さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

・さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱

・さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱

さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会 委員名簿

	委員名（五十音順）※敬称略	所属
1	あらい きくはる 新井 貴久治	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター 犯罪被害者支援アドバイザー
2	いさお ともひこ 恵 智彦	浦和医師会 医療法人社団智生会イサオクリニック
3	きし なおゆき 岸 直之	法務省 さいたま保護観察所
4	さとう さくこ 佐藤 咲子	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター 犯罪被害者支援アドバイザー
5	たけやま りつこ 竹山 律子	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター
6	はしもと りえ 橋本 理恵	埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課
7	やまもと やすひろ 山本 泰裕	埼玉県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室
8	よこやま かすみ 横山 佳純	埼玉弁護士会 横山佳純法律事務所

さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市において、犯罪被害者等支援事業の効果的かつ円滑な実施を推進するため、さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の構成員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援事業に関する事項
- (2) その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項

(組織等)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関職員
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は公開とする。ただし、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

(謝金の額)

第7条 委員が会議に出席したときは、謝金として1日につき、別表に定める額を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民局市民生活部市民生活安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

1. 条例施行後の相談件数等

①条例施行後の相談件数

相談種別	相談内容（被害内容）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
犯罪被害相談	殺人（傷害致死）	1件	2件	0件
	強盗致傷	0件	0件	0件
	暴行・傷害	11件	7件	7件
	不同意性交等（強制性交等）※未遂、準含む	3件	3件	8件
	不同意わいせつ（強制わいせつ）※未遂、準含む	2件	2件	3件
	その他性的被害	2件	3件	2件
	危険運転致死傷	0件	0件	0件
	交通死亡事故	1件	1件	1件
	交通事故	12件	10件	12件
	DV	5件	4件	2件
	ストーカー	1件	1件	0件
	虐待	0件	1件	1件
	詐欺	4件	3件	2件
	窃盗	4件	0件	0件
	その他犯罪被害	8件	3件	7件
小計		54件	40件	45件
その他の相談	加害者側からの相談	2件	1件	1件
	身体的・精神的不調	2件	0件	0件
	人間関係トラブル（家族・近隣等）	7件	2件	3件
	金銭トラブル	4件	3件	0件
	その他	7件	5件	0件
小計		22件	11件	4件
合計		76件	51件	49件

②相談の経路

年度	本人・家族 から	埼玉県防 犯・交通安 全課から	埼玉県警察 犯罪被害者 支援室から	埼玉県警察 ンターから	埼玉県警察 被害者援助セ ンターから	市役所内他 部署から	市役所外関 係機関から	不明	計
令和３年度	55 件	5 件	6 件	1 件	3 件	1 件	5 件	76 件	
令和４年度	33 件	4 件	5 件	0 件	2 件	0 件	7 件	51 件	
令和５年度	37 件	4 件	5 件	0 件	1 件	0 件	2 件	49 件	

③要綱に基づく支援の実績

年度	見舞金	日常生活等支援	法律相談
令和3年度	4件 計400,000円 （重傷病見舞金3件、性犯罪被害見舞金1件）	1件 200,000円 （転居費用の助成）	0回
令和4年度	3件 計500,000円 （遺族見舞金1件、性犯罪被害見舞金2件）	0件	1回
令和5年度	3件 計300,000円 （重傷病見舞金1件、性犯罪被害見舞金2件）	0件	3回

④要綱に基づく支援についての希望があったが、適用できなかった相談の件数

年度	件数	相談内容（被害内容）				
適用できなかった理由	内訳	性的被害	暴行・傷害	交通事故	DV	その他（※3）
令和3年度	17件	4件	5件	3件	0件	5件
被害内容が該当しない（※1）	12件	3件	5件	0件	0件	4件
被害時期が該当しない（※2）	2件	1件	0件	0件	0件	1件
過失のため該当しない	3件	0件	0件	3件	0件	0件
令和4年度	15件	6件	3件	1件	1件	4件
被害内容が該当しない（※1）	9件	4件	0件	0件	1件	4件
被害時期が該当しない（※2）	2件	2件	0件	0件	0件	0件
過失のため該当しない	1件	0件	0件	1件	0件	0件
市民ではないため該当しない	3件	0件	3件	0件	0件	0件
令和5年度	13件	6件	4件	1件	1件	1件
被害内容が該当しない（※1）	10件	4件	4件	0件	1件	1件
被害時期が該当しない（※2）	2件	2件	0件	0件	0件	0件
過失のため該当しない	1件	0件	0件	1件	0件	0件

※1…被害内容が、性犯罪被害で不同意性交等、監護者性交等の罪に該当しない、又は暴行・傷害で1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病に該当しない

※2…被害時期が、令和3年4月1日以前であるため該当しない

※3…その他は、詐欺や窃盗、金銭トラブル等、身体的な被害を伴わないもの

①セミナーの開催

犯罪被害者等が置かれている状況や直面する問題、支援の必要性等についての理解を深めることで、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、市民向けのセミナーを開催しました。

【令和3年度】	
8月17日開催	「犯罪被害者等の支援を考えるセミナー」
内容・講演「犯罪被害者遺児になりて」佐藤咲子氏 ・「二次被害のロールプレイ」埼玉犯罪被害者援助センター	
参加者数	21名
3月22日開催	「性犯罪被害者への理解と支援を考えるセミナー」
内容・講演「性犯罪被害者を取り巻く現状と必要な支援」弁護士 横山佳純氏 ・「二次被害のロールプレイ」埼玉犯罪被害者援助センター	
参加者数	21名
【令和4年度】	
8月23日開催	「犯罪被害者への理解と支援を考えるセミナー」
内容・講演「警察による犯罪被害者支援」埼玉県警察犯罪被害者支援室	
参加者数	13名
1月31日開催	「知ってください犯罪被害者のこと」
内容・講演「犯罪被害者支援について」埼玉犯罪被害者援助センター	
参加者数	17名
【令和5年度】	
8月29日開催	「犯罪被害にあったら～もしもの時の相談先や支援を知る～」
内容・講演「法テラスにおける犯罪被害者支援」法テラス埼玉 弁護士 木暮光恵氏、井上鉄平氏 事務局 有安真由氏 ・講演「埼玉犯罪被害者援助センターの支援について」埼玉犯罪被害者援助センター	
参加者数	24名
1月10日開催	「性犯罪被害～その影響と支援の必要性について考える～」
内容・講演「性暴力被害者について」埼玉犯罪被害者援助センター	
参加者数	13名

※各回とも、市民生活安全課職員による「さいたま市の犯罪被害者支援について」の説明を行っている。

【アンケート結果】

令和3年度	8/17	3/22	令和4年度	8/23	1/31	令和5年度	8/29	1/10
大変よく理解できた	52%	37%	大変よく理解できた	35%	50%	大変よく理解できた	40%	29%
理解できた	32%	44%	理解できた	42%	21%	理解できた	47%	54%
ある程度理解できた	7%	14%	ある程度理解できた	12%	15%	あまり理解できなかった	7%	0%
理解できなかった	5%	2%	理解できなかった	0%	0%	全く理解できなかった	0%	0%
記載なし	3%	3%	記載なし	12%	15%	記載なし	6%	17%

②リーフレットの配布

犯罪被害者等が置かれている状況と支援の必要性について理解を深めてもらうため、リーフレットを作成し配布しました。

【市立中学校等への配布】		
市立中学校、市立高校、市立中等教育学校、市立特別支援学校（計64校）の1年生を対象に配布		
配布数	令和3年度	12,510部
	令和4年度	12,720部
	令和5年度	12,630部
【関係機関及び庁内関係部署の窓口への配布】		
市内警察署等の関係機関や、各区役所福祉課等の庁内関係部署に配布し、窓口等への配架を依頼		
配布機関・部署数及び配布数	令和3年度	24ヶ所 380部
	令和4年度	49ヶ所 2,300部
	令和5年度	59ヶ所 2,800部（この他ポスターのみ送付 102ヶ所）

③犯罪被害者週間における啓発活動

埼玉県防犯・交通安全課、埼玉県警察犯罪被害者支援室、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター、犯罪被害者支援学生ボランティアA y a（彩）と協力し、街頭において啓発品を配布し犯罪被害者等への理解を呼びかけました。

令和3年11月29日	大宮駅西口駅前デッキ広場周辺
令和4年11月25日	浦和駅東口周辺
令和5年11月28日	大宮駅西口駅前デッキ広場周辺

④事業者向けチラシ（被害回復のための休暇制度の導入）

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入について、事業者理解・協力を求めるチラシを作成し配布しました。

- ・市内商工会議所等への配架
- ・求人企業合同面接会（市共催事業）参加企業への配布
- ・セカンドライフのための合同企業説明会

3. 懇話会でご意見をいただきたい内容

①支援の内容について

●対象となる犯罪被害者等の見直し

要綱に基づく支援についての希望があったが、適用できなかった相談の中で、「性犯罪被害で被害内容が該当しない」との理由が最も多かったため、性犯罪被害の対象の拡大を検討したい。

●日常生活等支援の見直し

「日常生活等支援に係る助成金の支給」の活用がほとんどないため、対象となる被害者等の見直しや、新たな支援策を検討したい。

②要綱への明記や追記が必要と思われる内容

●実施期間の明記

「精神医療費用及びカウンセリング費用」及び「法律相談」について、実施できる期間を明記したい。

関連条文

- ・さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱 第 11 条第 1 項第 2 号
- ・さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱 第 8 条

●性犯罪の定義の追記

各要綱の性犯罪の定義に、「刑法第 241 条（強盗・不同意性交等及び同致死）」を追加したい。

関連条文

- ・さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱 第 2 条第 1 項第 3 号
- ・さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱 第 2 条第 1 項第 3 号
- ・さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱 第 2 条第 1 項第 3 号

●遺族又は家族の範囲の追記

見舞金の給付を受けることができる遺族又は家族の範囲に、「犯罪被害者の収入によって生計を維持されていない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」を追加したい。

関連条文

- ・さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱 第 3 条

●対象となる犯罪被害者等の追記

「転居費用」及び「一時避難費用」について、「犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた家族」を追加したい。

関連条文

- ・さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱 第 7 条第 1 項第 4 号
第 8 条第 1 項第 4 号

③今後の関係機関との連携

支援の対象となる犯罪被害者等の把握や、情報共有、顔の見える関係作りに向けて、各関係機関とどのように連携を図っていけば良いか、ご意見をいただきたい。

さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で見舞金を支給することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第177条及び同法第179条第2項の罪（これらの未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であつて死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における身体の被害であつてその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者
 - カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

(7) 見舞金 第4条第2項の規定により支給する金銭をいう。

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(遺族又は家族の範囲)

第3条 見舞金の給付を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の配偶者若しくは当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は当該犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(見舞金の支給)

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）に対して、見舞金を支給するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (3) 犯罪被害者の遺族にあっては、第3項の規定による第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）であること。

2 見舞金は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の中欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げる額を一時金として支給する。

遺族見舞金	犯罪被害者の第1順位遺族	300,000円
重傷病見舞金	犯罪により重傷病を負った者	100,000円
性犯罪被害見舞金	性犯罪を受けた者	

3 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。この場合において、第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。

4 前項の規定に関わらず、前条各号に掲げる遺族が協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することができる。

5 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の給付を受けた者が、当該見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金として20万円を支給する。

- 6 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する見舞金については、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、見舞金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は見舞金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 犯罪被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の申請)

第6条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

- (1) 見舞金の支給の申請を遺族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ 申請者と犯罪被害者が、犯罪が行われたときに生計を一つにしていたことを証明することができる書類

(2) 見舞金の支給の申請を犯罪被害者が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 重傷病見舞金の支給の申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

(申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第8条 第6条の規定による申請があつた場合には、市長は、速やかに、見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）又はさいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第4号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の決定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者が、支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取消しを行った場合においては、さいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第5号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

被害届等の書類 の警察への届出	有 ・ 無
届出した警察署	警察署
罪種	
被害年月日	年 月 日
被害場所	
（フリガナ） 被害者氏名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
犯罪が行われた 時の住所	〒 —

上記のとおり申し立てます。また、申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

（フリガナ） 氏 名		
申請時の住所	〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		

様式第2号（第6条関係）

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先） さいたま市長

次のとおり、さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

1 申請者

（フリガナ） 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住 所	※ 申請日時点の住所を記載してください。 〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		
連 絡 先 （申請者と異なる場合）	（フリガナ） 氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2 申請する見舞金

見舞金	※ ☒を記載してください。 ☐ 遺族見舞金 ☐ 重傷病見舞金 ☐ 性犯罪被害見舞金
（フリガナ） 被 害 者 氏 名	※ 申請者と被害者が異なる場合に記載してください。

3 その他

- (1) 私は、「さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱」第5条の規定によりさいたま市が見舞金の支給を行わないことができる場合に該当しません。

また、この内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、見舞金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は見舞金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 犯罪被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき。

- (2) 私は、申請内容に偽りがないことを認め、見舞金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該見舞金を市に返還することに同意いたします。

- (3) （遺族見舞金の申請の場合）私は、第1順位遺族（遺族間での協議によって決定された代表者を含む。）に相違ありません。なお、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを約束いたします。

（申請者署名）氏名

様式第3号（第8条関係）

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等見舞金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

見舞金 _____ 円

様式第4号（第8条関係）

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等見舞金の支給について、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

月 日付け第 号にて支給決定したさいたま市犯罪被害者等見舞金について、下記の理由により、支給決定を取り消しましたので通知します。

記

1 理 由

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪による被害により日常生活に支障が生じている犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で助成金を支給することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第177条及び同法第179条第2項の罪（これらの未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者
 - カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害

を受けるおそれのある者

(7) 助成金 第4条から第8条までの規定により支給する金銭をいう。

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(遺族又は家族の範囲)

第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が発生したときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の二親等以内の家族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(家事又は介護に関するサービス費用の助成)

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族若しくは家族（以下、「犯罪被害者等」という。）が、家事又は介護等に関するサービスを利用したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護を行うことに支障が生じていること。
- (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (4) 申請者が、助成の申請時において市民であること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者

ウ 犯罪により重傷病又は性犯罪被害を受けた犯罪被害者の家族で、
助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した家事に関するサービスに要した費用の実費額に対し、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、第1項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1時間当たり1,500円を限度として支給するものとする。

また、犯罪被害者等が介護に関するサービスを利用した場合は、それに要した費用の実費額に対し、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1時間当たり2,300円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの時間数

は、60時間までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事

(2) 食事、排泄、入浴等の介護

5 前項各号に掲げるサービスは、当該サービスの提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、第1項の規定による助成を受ける犯罪被害者等の住居において、同犯罪被害者等の在宅時に行われたものでなければならない。

6 他の家事又は介護等に関する制度（障害者総合支援法における居宅介護や介護保険法における訪問介護など）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

（一時保育費用の助成）

第5条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項に規定する一時預かり事業（以下「一時保育」という。）を利用したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。

(2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等がその監護している小学校就学の始期に達するまでの者（以下「子ども」という。）を家庭において保育することに支障が生じていること。

(3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 申請者が、助成の申請時において市民であること。

(5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者

ウ 犯罪により重傷病又は性犯罪被害を受けた犯罪被害者の家族で、
助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した一時保育に要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、当該一時保育の利用一日当たり2,500円に一時保育を受けた子どもの人数を乗じて得た額を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる一時保育の日数は、10日までとする。

（精神医療費用及びカウンセリング費用の助成）

第6条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、診療所その他の医療機関又はカウンセラーが所属する事業所において、心理的外傷その他の深刻な精神不調に関する医療又はカウンセリングを受けたとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
 - (2) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪に起因して生じていること。
 - (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
 - (4) 申請者が、助成の申請時において市民であること。
 - (5) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 犯罪被害者の遺族
 - イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者
 - ウ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者の家族で、助成の申請時において犯罪被害者と同居している者
- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した医療又はカウンセリングに要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、15万円を限度として支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成の対象となる医療は、精神科等を担当する医師によって外来で行われるものに限る。
- また、当該医療を受ける場合、助成の額は、健康保険適用後の医療に係る自己負担額及び自立支援医療（精神通院医療）制度を利用した後の自己負担額の全額とする。
- 4 第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより、医療保険の適用を受けず、外来で行われるものに限る。
- また、当該カウンセリングを受ける場合、助成の額は、当該カウンセリングを受けるために要した費用の全額とする。
- 5 既に医療機関において精神不調に関する診療を受けている場合に、第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングを受ける者は、当該受診について当該医師の了解を得なければならない。

（転居費用の助成）

- 第7条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪が行われた時に居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。
- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
 - (2) 次の各号の掲げるうちいずれかに該当すること。
 - ア 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること。
 - イ 二次被害又は再被害を受ける恐れのあること。
 - (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
 - (4) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族
 - イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、20万円を限度として支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成の対象となる転居の回数は、1回までとする。
- 4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、運送事業者又は不動産事業者に支払ったものであって、次に掲げるものとする。
 - (1) 転居に係る家財の梱包等の運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用
 - (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 5 申請者が未成年者の場合、転居について保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ているものとする。

（一時避難費用の助成）

- 第8条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪被害により一時避難が必要と認められるとき、それに要した費用を助成するものとする。
- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
 - (2) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること。
 - イ 二次被害又は再被害を受ける恐れのあること。
 - (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
 - (4) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族
 - イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者
- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が一時避難に要した費用の実費額に対し、1人1泊当たり6,000円（7泊まで）を限度として支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成の対象となる一時避難の回数は、1回までとする。
 - 4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、宿泊施設に支払ったものに限る。

（支給の制限）

- 第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、助成金の支給を行わないことができる。
- (1) 犯罪被害者又は助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合に

は、この限りではない。

- (2) 犯罪被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第10条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等助成金支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の実費額の支払いを証する領収書（原本）その他の支払費用の内容を証明することができる書類及び次の表の左欄に掲げる助成金の支給の申請を行う場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金の支給の申請を	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合

犯罪被害者又はその家族が行うとき	は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
一時保育費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時保育費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者

	が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
精神医療費用・カウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 医療機関において医師による診療を受けている者が第6条の規定によるカウンセリングの助成の申請を行う場合は、当該医師の紹介状又はその他のカウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類
精神医療費用・カウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 医療機関において医師による診療を受けている者が第6条の規定によるカウンセリングの助成の申請を行う場合は、当該医師の紹介状又はその他のカウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類 (6) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類

転居費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、当該犯罪が行われた時に犯罪被害者である市民と同居していたことを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
転居費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 犯罪により重傷病を負った者が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書
一時避難費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、当該犯罪が行われた時に犯罪被害者である市民と同居していたことを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時避難費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 犯罪により重傷病を負った者が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

(申請の期限)

第11条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条、第5条、第7条及び第8条に規定する家事又は介護等、一時保育、転居費用、一時避難に係る助成金の支給の申請については、犯罪が行われた日から起算して1年を超えない期間
- (2) 第6条に規定する精神医療費用又はカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請については、初診日から起算して3年を超えない期間

(支給の決定)

第12条 第10条の規定による申請があつた場合には、市長は、速やかに、助成金を支給し、又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等助成金支給決定通知書（様式第3号）又はさいたま市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書（様式第4号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(交付請求)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、申請者からの請求により、助成金の支給決定額の全部又は一部を概算払により支給することができる。この場合において、当該申請者は、さいたま市犯罪被害者等助成金概算払請求書（様式第5号）により、市長に助成金を請求するものとする。

(利用実績報告)

第14条 申請者は、前条の規定により受給した助成金の利用が完了したときは、さいたま市犯罪被害者等助成金利用実績報告書（様式第6号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、これを審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支給すべき助成金額を確定し、さいたま市犯罪被害者等助成金額確定通知書（様式第7号）により、確定した額を申請者に通知するものとする。

(支給の決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、第12条の規定により支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 助成金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるとき。

(2) 第13条の規定に基づき、概算払により支給した助成金の額が、前条の規定により確定した額を超えているとき。

2 市長は、第1項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、さいたま市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書(様式第8号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和3年4月1日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

被害届等の書類 の警察への届出	有 ・ 無
届出した警察署	警察署
罪 種	
被 害 年 月 日	年 月 日
被 害 場 所	
（フリガナ） 被 害 者 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
犯罪が行われた 時 の 住 所	〒 —

上記のとおり申し立てます。また、申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

（フリガナ） 氏 名		
申請時の住所	〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		

様式第2号（第10条関係）

さいたま市犯罪被害者等助成金支給申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

次のとおり、さいたま市犯罪被害者等助成金の支給を申請します。

1 申請者

（フリガナ） 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住 所	※ 申請日時点の住所を記載してください。 〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		
（フリガナ） 被害者氏名	※申請者と犯罪被害者が異なる場合に記載してください。	
連 絡 先 （申請者と異なる場合）	（フリガナ） 氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

2 申請する助成金の種類

助成金	※ ☒を記載してください。 ☐ 家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金 ☐ 一時保育費用に係る助成金 ☐ 精神医療費用・カウンセリング費用に係る助成金 ☐ 転居費用に係る助成金 ☐ 一時避難費用に係る助成金
-----	--

3 利用履歷等

助成金の名称	利用年月日	金額（円）	摘　要
合　　　計			

4 申立て等

- (1) 私は、「さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に関する要綱」第9条の規定によりさいたま市が助成金の支給を行わないことができる場合に該当しません。また、この内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱

(支給の制限)

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、助成金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 犯罪被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金の支給を行うことが社会通念上適切でない認められるとき。

- (2) 私は、申請内容に偽りがないことを認め、助成金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該助成金を市に返還することに同意いたします。

（申請者署名）氏名

様式第3号（第12条関係）

さいたま市犯罪被害者等助成金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等助成金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成金の名称	金額（円）

様式第4号（第12条関係）

さいたま市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等助成金の支給について、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理 由

様式第5号（第13条関係）

さいたま市犯罪被害者等助成金概算払請求書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
申請者名

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知を受けましたさい
たま市犯罪被害者等助成金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 支給請求額 金 円
- 2 支給の方法

様式第6号（第14条関係）

さいたま市犯罪被害者等助成金利用実績報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

申請者名

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知を受けましたさいたま市犯罪被害者等助成金に係る事業年度が終了しましたので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 支給決定額 金 円

2 精算額 金 円

3 利用履歴等

助成金の名称	利用年月日	金額（円）	摘 要
合 計			

様式第7号（第15条関係）

さいたま市犯罪被害者等助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで実績報告のありましたさいたま市犯罪被害者等助成金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

支給確定額 金 円

様式第8号（第16条関係）

さいたま市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

月 日付け第 号にて支給決定したさいたま市犯罪被害者等助成金について、下記の理由により、支給決定を取り消しましたので通知します。

記

1 理 由

さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等法律相談（以下「法律相談」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第177条及び同法第179条第2項の罪（これらの未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者
 - カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受け

るおそれのある者

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(遺族又は家族の範囲)

第3条 法律相談を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の二親等以内の家族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(法律相談の実施対象者)

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族若しくは家族（以下、「犯罪被害者等」という。）が、犯罪による被害を受けたことにより、直面している法律問題について被害回復のために採りうる法的手段の説明などを行うことにより、法的知識に係る犯罪被害者等の支援を目的として、無償で犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施する。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (3) 申請者が、法律相談の利用の申請をする時において市民であること。

(法律相談の実施内容)

第5条 前条の規定による法律相談は、一の犯罪被害につき、前条各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1回当たり1時間を上限とし、2回まで実施することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法律相談を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は法律相談を利用しようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び、犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 犯罪被害者又は法律相談を受ける者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、

過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。

- (3) 犯罪被害者又は法律相談を受ける者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、法律相談を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（利用の申請）

第7条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等法律相談申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

（1）利用の申請を遺族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

（2）利用の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 申請者が、利用の申請を行う時に市民であることを証明することができる書類

ウ 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

エ 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシッ

プの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(利用の決定)

第9条 第7条に定める申請があつた場合には、市長は、速やかに、法律相談を実施し、又は実施しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定通知書(様式第3号)又はさいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請却下通知書(様式第4号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(利用の決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた者が、利用する資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、法律相談を実施する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取消しを行った場合においては、さいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定取消通知書(様式第5号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(法律相談費用の返還)

第11条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に法律相談が実施されているときは、当該法律相談費用を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

被害届の提出	有 ・ 無
届出した警察署	警察署
罪 種	
被害年月日	年 月 日
被害場所	
（フリガナ） 被害者氏名	
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
被害時の住所	〒 —

上記のとおり申し立てます。また、申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

（フリガナ） 氏 名		
住 所	〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		

様式第2号（第7条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請書

年 月 日

（宛先）　さいたま市長

次のとおり、さいたま市犯罪被害者等法律相談の利用を申請します。

1 申請者

(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
住 所	※ 申請日時点の住所を記載してください。 〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		
連 絡 先 (申請者と異なる場合)	(フリガナ) 氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2 申立て等

- (1) 私は、「さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱」第6条の規定によりさいたま市が法律相談を実施しないことができる場合に該当しないことを申し立てます。また、この申立内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法律相談を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は法律相談を利用しようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び、犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 犯罪被害者又は法律相談を受ける者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は法律相談を受ける者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、法律相談を実施することが社会通念上適切でないと思われるとき。

- (2) 私は、申請内容に偽りがないことを認め、法律相談の実施後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該法律相談費用を市に返還することに同意いたします。

（申請者署名）氏名

様式第 3 号（第 9 条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等法律相談の利用について、
決定しましたので通知します。

様式第4号（第9条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等法律相談の利用について、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理 由

様式第5号（第10条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

月 日付け第 号にて交付決定したさいたま市犯罪被害者等法律相談について、下記の理由により、利用決定を取り消しましたので通知します。

記

1 理 由